

地区区長会長 様

掛川市区長会連合会  
会長 守屋 輝年雄

## 令和6年度 掛川市区長会連合会総会の開催について

令和4年度以降の区長会連合会総会の開催方法については、いかなる状況下においても連合会事業に速やかに着手できるようポストコロナに対応した書面決議方式により開催することが令和3年度の理事会にて検討が行われ決定しております。

ついては、下記のとおり今年度の区長会連合会総会を計画しましたので、ご確認をお願いいたします。

なお、議案に関するご意見・ご質問に対応するため、書面表決書には記載欄を設け、総会開催結果と併せ、5月理事会を通じて回答いたします。

## 記

## 1 書面決議方式による総会の進め方

- ①4月理事会で議長を選任する。
- ②市内すべての区長へ、総会開催通知と総会資料一式を郵送する。(事務局→各区長)
- ③各区長は、期日(4月30日・火)までに書面表決書を事務局へ提出する。
- ④事務局において、期日到達後に上記書面表決書を集計する。
- ⑤5月理事会を通じて各区長へ上記集計結果等を報告する。

## 2 総会開催日の考え方

上記①～③の手続きを経て各区長が書面決議を行うことになり、書面表決書の提出のためには相応の期間を設ける必要があることから、総会開催日は期限内における書面表決書の最終提出日を総会開催日とします。

## 3 書面決議に係る各種条件等の設定

- ①総会成立：掛川市区長会連合会規約(以下、規約とします。)第10条第3項の規定を準用し、会員数の2/3以上の書面表決書の提出で総会成立とします。
- ②議事決議：同規約第10条第4項の規定を準用し、提出された書面表決書の過半数で決し、可否同数のときは議長が決することとします。

## 4 総会の議長

規約第11条第5項の規定により、会長が次の方を議長に指名します。

氏名	地区	自治区
横地秀介	掛川第二地区	大手町区

## 5 今後の開催方法について

仕事を持ちながら区長を担う方が増えていることや5月に中央集会が計画されており、会員間の集う場が確保できることから、審議案件が定例的な事項のみの場合は、書面決議方式を採用することにより総会出席に係る会員の負担軽減を図ります。

なお、人を集めての総会開催を求めるとご意見が多数出た場合は、理事会において審議し翌年度以降の開催方法を決定するものとします。

生涯学習協働推進課自治活動支援係  
担当：藤原一成・増田  
電話：21-1129 FAX：21-1165